

平成30年度第1回八頭町農業委員会 議事録

1. 招集年月日 平成30年4月10日(火) 午後1時30分

2. 招集の場所 船岡地区公民館 大集会室

3. 出席委員 農業委員

会長	12番	横山	和男				
会長職務代理者	13番	小林	孝	14番	西村	辰寿	
委員	1番	山根	祐一	2番	西田	悦子	
	3番	山崎	幸臣	4番	田中	豊秋	
	5番	綾木	晴子	7番	河村	久雄	
	8番	田中	正則	10番	谷尾	友枝	
	11番	宮本	彰太郎				

農地利用最適化推進委員

委員		安部	寛	荻原	晴雄		
		栄田	正温	井上	善雅		
		永江	守弘	山本	知司		
		上月	清	前田	智		
		保田	公範	竹内	俊雄		
		松田	純一	藤田	克昭		

4. 欠席委員 6番 丸山 武 9番 木原さち子 野田 稔

5. 議事日程

- | | | | |
|----|------------|---|-----------|
| 第1 | 議事録署名委員の指名 | 10番 谷尾 友枝 | 11番 宮本彰太郎 |
| 第2 | 報告事項 | 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について
農地法第18条第6項の規定による通知書受理について
公共事業の施工に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告について
農地法施行規則該当転用届について
農村滞在型余暇活動機能整備計画の作成に伴う農業委員会意見の提出について | |
| 第3 | 議案第1号 | 農地法第3条の規定による許可申請審議について | |
| 第4 | 議案第2号 | 非農地証明について | |
| 第5 | 議案第3号 | 農用地利用集積計画案の決定について | |
| 第6 | 議案第4号 | 農用地利用配分計画案について | |
| 第7 | 議案第5号 | 八頭町農地利用最適化推進委員の辞任同意について | |
| 第8 | その他 | | |

農業委員会事務局職員

事務局長 小林 春美 前事務局長 山下 真一

6. 会議の概要

局長	<p>本日の欠席者は、農業委員は2名、農地利用最適化推進委員は1名です。</p> <p>現在出席者数、農業委員12名です。定足数に達していますので、平成30年度第1回八頭町農業委員会を始めます。</p>
議長（会長）	<p>（あいさつ）</p> <p>日程第1、議事録署名委員ですが、予め議席順と決まっていますので、10番 谷尾 友枝委員、11番 宮本彰太郎委員にお願いします。</p> <p>次に日程第2、報告事項ですが私からはありませんが、委員さん方で報告がありましたらお受けしたいと思います。</p>
委員一同	<p>（報告なし）</p>
議長（会長）	<p>無いようでしたら事務局よりお願いします。</p>
事務局	<p>報告を5件させていただきます。資料をご覧ください。</p> <p>報告1 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について。相続についての届出です。</p> <p>今月は4件です。記載事項がもれなく記載されており、内容も問題ありませんでしたので受理しました。</p> <p>報告2 農地法第18条第6項の規定による通知を受理しましたので報告いたします。農地の貸借の合意解約です。今月は7件です。双方合意による解約のため問題なしということで受理しました。</p> <p>報告3 公共事業の施工に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告について。3件の該当事業がありました。県との協議が出来ており、八頭県土整備事務所担当課長の証明がありましたので、問題なしということで受理しました。</p> <p>報告4 農地法施行規則該当転用届を受理しましたので報告します。今月は2件です。200㎡未満の農作業道及び農業用倉庫です。内容は問題なしということで受理しました。</p> <p>報告5 八頭町農村滞在型余暇活動機能整備計画の作成に伴う八頭町農業委員会の意見提出の専決処理について</p> <p>会長に内容をご審議いただき別紙のとおり「異議なし」の回答を、会長専決という形で処理させていただきました。</p>
議長（会長）	<p>この件につきまして、質問意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>（質疑なし）</p>

議長（会長）	<p>少し補足しますと、ひよこカンパニーが主たる整備事業主になられていますが、これは地域の方が融資を受けることは難しいということがあり、ひよこカンパニーが事業主となり融資を受けるということが良いのではないかと言うことで、このようになったとのことです。大江地区の委員さんは何かご意見等ありますか。</p>
谷尾委員	<p>地域でも説明会がありましたが、平日の昼間だったので出席はできませんでした。いくつか案があったようですがひよこカンパニーの意見が通り進んでいると聞いています。地域でも会合が開催されて検討されています。</p>
議長（会長）	<p>この他質問意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>（質疑なし）</p>
議長（会長）	<p>そうしますと続きまして、日程第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請につきまして審議を行います。受付番号1-1について事務局は説明をお願いします。</p>
事務局	<p>受付番号1-1について説明をします。</p> <p>土地の所在地 稗谷地内16筆 台帳地目 10筆は畑、6筆は田 現況地目は8筆は畑、8筆は田 面積 1,292㎡、705㎡、651㎡、38㎡、193㎡、40㎡、81㎡、400㎡、108㎡、111㎡、88㎡、100㎡、146㎡、84㎡、316㎡、148㎡ 合計4,501㎡です。</p> <p>贈与による所有権移転です。</p> <p>理由につきましては、譲受人と譲渡人は親子であり、親から子へ生前贈与するということで話がまとまったものです。</p> <p>農地法第3条第2項第1号 全部効率利用要件ですが、農機具はトラクター、田植機、稲刈機等保有されていますし、農作業従事者数、通作についても問題ないと考えます。保有している農地を全て耕作されていますし、今回取得する農地についても効率的に利用して耕作を行うものと認められます。</p> <p>農地法第3条第2項第4号 農作業従事要件ですが、申請書に記載された本人も含めた世帯員の農作業従事日数及び本人から聴取を行った結果、取得後も農作業に従事すると認められます。</p> <p>次に、農地法第3条第2項第5号 下限面積要件ですが、申請地の下限面積20アールであり、取得後の申請人の耕作面積は、申請書及び農地基本台帳で確認した結果、44アールとなり問題ありません。</p> <p>最後に、農地法第3条第2項第7号 地域との調和要件ですが、申</p>

請地では、水稻と野菜を耕作する計画で、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと認められます。

議長（会長） この件につきましては、4番田中豊秋委員に事前調査をお願いしていますので、報告をお願いします。

田中豊委員 4月2日、聞取り調査をしました。事務局の説明のとおりであり、農業従事者は本人と父母とのことです。農機具も保有されており特に問題はなく許可相当と考えます。

議長（会長） この件につきまして、質問意見はありませんか。

委員一同 （質疑なし）

議長（議長） 意見が無いようですので、申請どおり決定してよろしいでしょうか。

委員一同 （異議なし）

議長（会長） 異議なしということで申請どおり決定します。
続きまして受付番号2-2について事務局は説明をお願いします。

事務局 受付番号2-2について説明をします。
土地の所在地 三山口地内3筆 鍛冶屋地内4筆 台帳地目 2筆は田、5筆は畑 現況地目 1筆は田 6筆は畑 面積 312㎡、965㎡、65㎡、936㎡、178㎡、232㎡、447㎡、合計3,135㎡です。

贈与による所有権移転です。

理由につきましては、譲受人は譲渡人の子の配偶者であり、生前贈与するということで話がまとまったものです。

農地法第3条第2項第1号 全部効率利用要件ですが、農機具は耕運機等保有されていますし、農作業従事者数、通作についても問題ないと考えます。保有している農地を全て耕作されていますし、今回取得する農地についても効率的に利用して耕作を行うものと認められます。

農地法第3条第2項第4号 農作業従事要件ですが、申請書に記載された本人も含めた世帯員の農作業従事日数及び本人から聴取を行った結果、取得後も農作業に従事すると認められます。

次に、農地法第3条第2項第5号 下限面積要件ですが、申請地の下限面積30アールであり、取得後の申請人の耕作面積は、申請書及

び農地基本台帳で確認した結果、67アールとなり問題ありません。

最後に、農地法第3条第2項第7号 地域との調和要件ですが、申請地では、水稻と野菜を耕作する計画で、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと認められます。

議長（会長） この件につきましては、2番西田委員に事前調査をお願いしていますので、報告をお願いします。

西田委員 4月2日に聞取りを行い、8日に譲渡人立会いのうえ現地確認を行いました。譲受人は娘婿であり5年前から同居されています。土地はきちんと管理されていますし、最近では譲受人も管理を手伝っておられ、生前贈与を進めたいということですので問題はないと考えます。

議長（会長） この件につきまして、質問意見はありませんか。

山本推進委員 今回の事務局の説明で、贈与面積3,135㎡と言われましたが、議案書には耕作面積6,756.95㎡とありますがどういうことでしょうか。

事務局 議案書の耕作面積は、贈与される面積ではなく、譲受人の現在の耕作面積になります。

議長（会長） その他質問意見はありませんか。

委員一同 （質疑なし）

議長（会長） 意見が無いようですので、申請どおり決定してよろしいでしょうか。

委員一同 （異議なし）

議長（会長） 異議なしということで申請どおり決定いたします。続きまして受付番号3-3について、事務局は説明をお願いします。

事務局 受付番号3-3について説明をします。
土地の所在地 鍛冶屋地内3筆 台帳地目 すべて畑 現況地目 すべて畑 面積 533㎡、288㎡、921㎡ 合計1,742㎡です。
贈与による所有権移転です。
理由につきましては、譲受人は譲渡人の実子であり、生前贈与するということで話がまとまったものです。

農地法第3条第2項第1号 全部効率利用要件ですが、農機具は耕運機等保有されていますし、農作業従事者数、通作についても問題ないと考えます。保有している農地を全て耕作されていますし、今回取得する農地についても効率的に利用して耕作を行うものと認められます。

農地法第3条第2項第4号 農作業従事要件ですが、申請書に記載された本人も含めた世帯員の農作業従事日数及び本人から聴取を行った結果、取得後も農作業に従事すると認められます。

次に、農地法第3条第2項第5号 下限面積要件ですが、申請地の下限面積 30 アールであり、取得後の申請人の耕作面積は、申請書及び農地基本台帳で確認した結果、67 アールとなり問題ありません。

最後に、農地法第3条第2項第7号 地域との調和要件ですが、申請地では、水稻と野菜を耕作する計画で、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと認められます。

議長（会長） この件につきましても、2番 西田委員に事前調査をお願いしていますので、報告をお願いします。

西田委員 受付番号 2-2 の譲受人と今回の譲受人は夫婦でありますので、一緒に現地確認、聞取りを行いました。ですから先ほどの説明のとおりであり、付け加えることはあまりありませんが、この土地は屋敷周りの土地です。少しずつ贈与されるということで、問題はないと考えます。

議長（会長） この件につきまして、質問意見はありませんか。

委員一同 （質疑なし）

議長（会長） 意見が無いようですので、申請どおり決定してよろしいでしょうか。

委員一同 （異議なし）

議長（会長） 異議なしということで申請どおり決定いたします。

続きまして受付番号 4-4 について審議を行います。本案件は関係する委員がおられますので、八頭町農業委員会会議規則第 10 条の規定により関係委員は一時退席をお願いします。

（関係委員退席）

議長（会長）	それでは事務局は説明をお願いします。
事務局	<p>受付番号 4-4 について説明をします。</p> <p>土地の所在地 覚王寺地内1筆 台帳地目 畑 現況地目 畑 面積 236 m²です。</p> <p>売買による所有権移転です。</p> <p>理由につきましては、譲受人の経営規模拡大ということで話がまとまったものです。</p> <p>農地法第3条第2項第1号 全部効率利用要件ですが、農機具はトラクター、田植機、コンバイン等保有されていますし、農作業従事者数、通作についても問題ないと考えます。保有している農地を全て耕作されていますし、今回取得する農地についても効率的に利用して耕作を行うものと認められます。</p> <p>農地法第3条第2項第4号 農作業従事要件ですが、申請書に記載された本人も含めた世帯員の農作業従事日数及び本人から聴取を行った結果、取得後も農作業に従事すると認められます。</p> <p>次に、農地法第3条第2項第5号 下限面積要件ですが、申請地の下限面積 40 アールであり、取得後の申請人の耕作面積は、申請書及び農地基本台帳で確認した結果、98 アールとなり問題ありません。</p> <p>最後に、農地法第3条第2項第7号 地域との調和要件ですが、申請地では、水稻と野菜を耕作する計画で、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと認められます。</p>
議長（会長）	この件につきましては、8番 田中正則委員に事前調査をお願いしていますので、報告をお願いします。
田中正委員	4月5日、譲受人に面会し聞き取り調査を行いました。申請地は譲受人所有農地の隣の農地であり、譲渡人は県外に住まわれており管理ができないので、今回購入されるということです。特に問題はないと考えます。
議長（会長）	この件につきまして、質問意見はありませんか。
山本推進委員	この面積が違うのはなぜでしょうか。
事務局	こちらの耕作面積は取引面積ではなく、譲受人の経営面積です。下限面積を確認するために記載してあるものです。
山本推進委員	自己所有の農地面積ということですね。分かりました。

議長（会長）	その他意見質問はありませんか。
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	意見が無いようですので、申請どおり決定してよろしいでしょうか。
委員一同	（異議なし）
議長（会長）	<p>異議なしということで申請どおり決定いたします。</p> <p>以上で議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の審議を終了します。</p> <p>続きまして、日程第4 議案第2号 非農地証明につきまして審議を行います。受付番号1-1について事務局は説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第2号 非農地証明についてですが、これは農地法第2条第1項に規定する農地以外の土地であることの証明を交付することについて、本委員会の議決を求めるものです。</p> <p>受付番号1-1について説明します。</p> <p>土地の所在地 鍛冶屋地内 1筆 登記地目 畑 現況地目 原野 面積 78㎡です。</p> <p>場所につきましては、議案書の6ページから8ページに図面を付けています。理由につきましては、平成2年月日不詳より耕作はしておらず、現在は原野化しています。この農地は、農振農用地区域外の第2種農地であり、長期間耕作放棄されており農地としての利用が困難となっています。</p> <p>現地確認を西田委員、田中豊秋委員、竹内推進委員にお願いしました。</p>
議長（会長）	この件につきましては、2番西田委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。
西田委員	4月6日に事務局、田中豊秋委員、竹内推進委員の4名で現地確認を行いました。申請地は山林の裾野の細長い土地になります。笹竹がびっしり繁茂しており非農地で問題ないと全員一致で確認をしました。
議長（会長）	この件につきまして、質問意見はありませんか。

委員一同	(質疑なし)
議長 (会長)	意見が無いようですので、受付番号 1-1 について申請どおり決定してよろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)
議長 (会長)	異議なしということで、受付番号 1-1 について申請どおり決定いたします。 続きまして受付番号 2-2 について事務局は説明をお願いします。
事務局	受付番号 2-2 について説明します。 土地の所在地 大江地内 7 筆 登記地目 3 筆は畑 4 筆は田 現況地目 すべて原野 面積 988 m ² 、1,312 m ² 、479 m ² 、859 m ² 、333 m ² 、16 m ² 、178 m ² 、合計 4,165 m ² です。 場所につきましては、議案書の 6 ページ、9 ページから 14 ページに図面を付けています。 理由につきましては、昭和 50 年月日不詳より耕作はしておらず、現在は原野化しています。この農地は、農振農用地区域外の第 2 種農地であり、長期間耕作放棄されており農地としての利用が困難となっています。 現地確認を谷尾委員、西村委員、前田推進委員にお願いしました。
議長 (会長)	この件につきましては、10 番谷尾委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。
谷尾委員	4 月 6 日に西村委員、前田推進委員、事務局の 4 名で現地確認を行いました。昭和 50 年頃から耕作されておらず、草木が繁茂しており農地としての利用は困難であることを全員で確認しました。非農地で問題ないと考えます。
議長 (会長)	この件につきまして、質問意見はありませんか。
委員一同	(質疑なし)
議長 (会長)	意見が無いようですので、受付番号 2-2 について申請どおり決定してよろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)

議長（会長）	<p>異議なしということで、受付番号 2-2 について申請どおり決定いたします。</p> <p>以上で議案第 2 号 非農地証明について審議を終わります。</p> <p>続きまして日程第 5 議案第 3 号 農用地利用集積計画案の決定について、事務局は説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 3 号 農用地利用集積計画案の決定について説明します。</p> <p>八頭町長から平成 30 年 3 月 30 日付けで、農用地利用集積計画の決定を求められています。</p> <p>議案書の 15 ページから 21 ページをご覧ください。</p> <p>今月は通常の利用権設定が新規 5 件、更新 15 件 合計 20 件です。面積は田 49,273 m²、畑 12,839 m² 合計 62,112 m²です。</p> <p>中間管理事業分としては新規 7 件、更新 8 件、合計 15 件です。</p> <p>面積は田 52,450.88 m²、畑 454 m² 合計 52,904.88 m²です。すべて町の基本構想に適合する等農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしています。</p>
議長（会長）	<p>通常の利用権設定 受付番号 1-1 から 20-20 について審議を行います。事前調査を行い報告が必要な方はお願いします。</p>
委員一同	<p>（報告なし）</p>
議長（会長）	<p>無いようでしたら申請どおり決定してよろしいでしょうか。</p>
委員一同	<p>（異議なし）</p>
議長（会長）	<p>異議なしということで、通常の利用権設定 受付番号 1-1 から 20-20 について申請どおり決定します。</p> <p>続きまして中間管理事業分 受付番号 1-1 から 15-15 について審議を行います。</p> <p>この件につきまして、質問意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>（質疑なし）</p>
議長（会長）	<p>無いようでしたら申請どおり決定してよろしいでしょうか。</p>
委員一同	<p>（異議なし）</p>
議長（会長）	<p>異議なしということで、中間管理事業分 受付番号 1-1 から 15-15</p>

について申請どおり決定します。

以上で議案第3号 農用地利用集積計画の決定についての審議を終了します。

続きまして、日程第6 議案第4号 農用地利用配分計画案について審議を行います。整理番号1-1から15-15について事務局は説明をお願いします。

事務局

議案第4号農用地利用配分計画案について説明します。

八頭町長より平成30年3月30日付けで農用地利用配分計画案について意見を求められているものです。

整理番号1-1から15-15について説明します。

先ほどの議案第3号の利用集積計画で、鳥取県農業農村担い手育成機構へ集積された農用地118,145㎡を借受け希望のありました地域の担い手へそれぞれ配分するものです。2名の耕作者へそれぞれ20,720㎡、2,754㎡、1農地所有適格法人へ29,430.88㎡を配分するものです。

議長（会長）

この件につきまして、意見質問はありませんか。

委員一同

（質疑なし）

議長（会長）

無いようでしたら申請どおり決定してよろしいでしょうか。

委員一同

（異議なし）

議長（会長）

異議なしということで、申請どおり決定します。

以上で日程第6 議案第4号 農用地利用配分計画案について審議を終了します。

続きまして、日程第7 議案第5号 八頭町農地利用最適化推進委員の辞任同意について、事務局は説明をお願いします。

事務局

最初に、前回お配りした辞任届の写しを、本日配布したものに差し替えをお願いします。申し訳ありません。

3月31日付けで国中地区担当の農地利用最適化推進委員より辞任届が提出されました。

法的には、「農業委員会等に関する法律第23条」の規定により、「正当な事由があるときは農業委員会の同意を得て辞任することができる」となっております。

理由としましては、昨年末から体調を崩されており、身体上の理由

から推進員を続けることが困難となったとのことです。

議長（会長） この件につきまして、質問意見はありませんか。

委員一同 （質疑なし）

議長（会長） 意見が無いようですので、届出どおり同意してよろしいでしょうか。

委員一同 （異議なし）

議長（会長） 異議なしということで、国中地区担当の農地利用最適化推進委員が平成 30 年 3 月 31 日をもって辞任することに同意します。
続きまして日程第 8 その他について事務局よりお願いします。

事務局 ●活動実績報酬の支払いについて
●新農地利用最適化推進委員の募集について
●次回農業委員会は 5 月 11 日（金）13 時 30 分から船岡地区公民館大集会室です。
以上です。

議長（会長） その他、委員の皆様から何かありますでしょうか。

議長（会長） 県農業会議から平成 29 年度の反省として研修が足りないのではという指摘がありました。八頭町の農業問題について勉強しなくてはいけないと思います。町の施策については、産業観光課で計画等され進められていますが、行政側から研修会に出席していただき農業委員会委員の思いを伝える場も必要ではないかと、私としましては感じています。河村委員も同じ意見ではないでしょうか。

河村委員 大事なことなので当初からお願いしています。産業観光課長も人事異動で替わられていますし、課長と話をする機会が必要だと思います。

議長（会長） これまでの農業委員会とは違う新しい体制になっていますのでみなさんのご理解をお願いしたいと思います。

議長（会長） この他意見等ありませんか。

委員一同

(なし)

議長（会長）

無いようですので、以上で第1回農業委員会を終了します。
終了（14時40分）